

資金の貸し付けや

就職を支援します

緊急総合対策事業の相談窓口を設置

市では、都の委託を受けて一定の所得以下の方(生活保護受給者を除く)を対象に、生活安定に向けた緊急総合対策事業の相談窓口を福祉総務課(市役所1階)に設置しています。窓口では、就職支援や一定の要件を満たした方には資金の貸し付けに応じています。

主な事業

①就職チャレンジ支援事業

正社員への就職にチャレンジする意欲を持つ方に対して職業能力開発センター等が実施する訓練を受講するもので、受講料は無料です。受講決定の場合は、受講奨励金(月額約15万円)を支給します。

②都が指定する職業訓練・就職のための講座の紹介

③生活サポート特別貸付事業

④職業訓練受講中(就職チャレンジ事業は受講奨励金支給まで)の資金および就労のための資金を無利子で貸し付けます。

義務教育就学児医療費助成制度(子)

助成範囲を拡充します

①世帯の生計中心者②課税所得または総収入金額が一定基準以下であること(単身で176万円以下)③4人世帯で380万円以下)④預貯金等資産の保有額が600万円以下であること④土地・建物を所有していないこと(現在住んでいる場所の土地・建物は除く)⑤都内に引き続き1年

10月以降診療分は、入院時では自己負担分全額(ただし食事療養費等は除く)、通院時では自己負担額から一部負担金となる200円(通院1回当たりの上限額)を控除した額を助成します。

【対象】市内在住で健康保険

定額給付金・子育て応援特別手当

手続きはお済みですか
(申請は10月16日まで)

定額給付金・子育て応援特別手当の申請書の提出期間は、10月16日(金)までです(消印有効)。申請をされていない方は、早めの申請をお願いします。

※期限を過ぎると受給できなくなります。ご注意ください。
詳しくは企画経営室定額給付金担当 ☎470・7740 (祝日を除く月曜～金曜日の午前9時～午後5時)へ。

第3回市議会定例会を開催中

21年第3回定例会が9月3日(木)～25日(金)の23日間の日程で開催中です。今回の議案に上程された市長提出議案は次の通りです。

東久留米市教育委員会委員の任命について(2件)▼東久留米市固定資産評価審査委員会委員の選任について▼東久留米市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例▼東久留米市児童保育運営費徴収条例の一部を改正する条例▼東久留米市国民健康保険条例の一部を改正する条例▼市道路線の廃止について▼平成21年度東久留米市一般会計補正予算(第1号)▼平成21年度東久留米市老人保健特別会計補正予算(第1号)▼平成21年度東久留米市介護保険特別会計補正予算(第1号)▼平成21年度東久留米市下水道接続等により浄化槽の使用を廃止した場合、30日以内に都多摩環境事務所へ届け出をお願いします。詳しくは同事務所廃棄物対策課浄化槽係 ☎042・528・2692 または市ごみ対策課 ☎473・2117へ。

9月21日～30日

秋の全国交通安全運動

「やさしさが 走るこの街 この道路」

秋の全国交通安全運動が9月21日(祝)～30日(水)の10日間、「やさしさが 走るこの街 この道路」をスローガンに実施されます。今回は「高齢者の交通事故防止」を



運動の基本とし、①夕暮れ時と夜間の歩行中・自転車の交通事事故防止②すべての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底③飲酒運転の根絶④二輪車の

浄化槽をお使いの皆さんへ

10月1日は「浄化槽の日」です

浄化槽は、適正な維持管理が行われないと、排水を処理する機能を十分に発揮することができません。そこで、浄化槽法では浄化槽を使用する方が行うべき3つの義務を次

とができません。そこで、浄化槽法では浄化槽を使用する方が行うべき3つの義務を次



留米市一般会計補正予算(第2号)▼平成21年度東久留米市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)▼平成21年度東久留米市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)▼平成21年度東久留米市老人保健特別会計補正予算(第1号)▼平成21年度東久留米市介護保険特別会計補正予算(第1号)▼平成21年度東久留米市下水道接続等により浄化槽の使用を廃止した場合、30日以内に都多摩環境事務所へ届け出をお願いします。詳しくは同事務所廃棄物対策課浄化槽係 ☎042・528・2692 または市ごみ対策課 ☎473・2117へ。

「ながら運転」は禁止です

東京都道路交通規則の一部改正により、7月1日から傘をさしながら、あるいは携帯電話を操作しながら自転車やバイクを運転する「ながら運転」が禁止になりました。違反した場合は5万円以下の罰金が科せられます。

運転者講習会を開催します

【日時】9月28日(月)午後7時～8時
【会場】中央図書館視聴覚ホール

9月30日は「交通事故死ゼロを目指す日」

記録の残る昭和43年以降、国内で交通事故による死者が無日は、一日もありません。市でも残念ながら、今年8月末日の時点で既に2件の死亡事故が発生しています(昨年1年間0件)。市民の皆さん一人ひとりが交通ルールを守り、交通事故の無い社会、事故死ゼロを目指しましょう。

家庭で使用済みの食用油を燃料にリサイクル

～自治会単位で～

市では、一般家庭で使用済みの食用油をリサイクルし、バイオディーゼル燃料化のモデル事業を20年度に実施しました。現在は、西国地自治会、市内小学校2校、市立保育園をはじめ、南部地域センターを中心に、バイオ燃料化の事業を展開しています。市内の各自治会で、バイオディーゼル燃料化の取り組みをお考えの団体(自治会)は、ごみ対策課 ☎473・2117へご相談ください。詳しくは同課へ。

容器包装プラスチックの分別にさらなるご協力を

容器包装プラスチックは、プラの分別マークが付いていることを確認し、袋にまとめて入れ、「プラ」と書いて指定された回収日に出してください。汚れていたり、中身が残っている容器や木片(アイスの棒や割り箸)等が混入されていると、リサイクルには適しませんので、軽く水洗いしてから出してください。限られた資源を有効利用するためにも、分別のご協力をお願いします。詳しくはごみ対策課 ☎473・2117へ。



プラの分別マーク



国民年金

国民年金保険料免除期間を含む「老齢基礎年金」および「寡婦年金」です。対象者には、4月2日以降、既に年金の裁定が行われていた場合は、社会保険業務センターから別途お知らせを送付しています。

基礎年金の国庫負担割合が2分の1に引き上げられました

基礎年金の国庫負担割合が3分の1から2分の1に引き上げられました。これは、6月に「国民年金法等の一部を改正する法律等(平成21年法律第62号)」および「国民年金法施行令等の一部を改正する政令等(平成21年政令第一六八号)」が施行されたためです。この法律改正の対象となるのは、21年4月以後の国庫負担割合です。

※一部免除の期間は、一部納付分の保険料を納める必要があります。

※480月を超える免除期間には国庫負担がありません。また、複数の免除期間を有する場合は、納付額(国庫負担分を含む)の多い免除期間の順に480月へ算入します。

国民年金保険料の免除等について、詳しくは武蔵野社会保険事務所 ☎042・566・1411 または市保険年金課 ☎470・7732へ。